

特定水産資源（クロマグロ）に関する令和4管理年度における 鹿児島県知事管理漁獲可能量（TAC）の運用について②（報告）

1 経緯

都道府県間の融通により、本県に対してクロマグロ小型魚 0.3 トン及び同大型魚 0.6 トンの追加配分があったもの。

2 配分と漁獲実績

小型魚、大型魚とも追加配分量が多くないことから、全量を県で留保する。

【小型魚】				(単位：トン)
管理区分	変更前	変更後	漁獲実績(2/14)	備考
定置漁業	14.0	14.0	13.4	
その他のくろまぐろ漁業	5.5	5.5	3.6	
県留保枠	1.9	2.2		0.3トン追加
合計	21.4	21.7		
【大型魚】				(単位：トン)
管理区分	変更前	変更後	漁獲実績(2/14)	備考
定置漁業	7.8	7.8	6.7	
その他のくろまぐろ漁業	6.8	6.8	4.8	
県留保枠	0.5	1.1		0.6トン追加
合計	15.1	15.7		

3 今後の予定

県公報及び県ホームページで公表する。

4 その他

(1) 留保枠の運用について

各管理区分の漁獲実績が漁獲可能量を超えた場合に、超過した量を留保枠から補填する（放流作業の際に死亡した個体が対象）。

(2) 今年度未利用となった漁獲可能量について

今年度未利用となった漁獲可能量は、小型魚にあつては1.4 トンを、また、大型魚にあつては0.9 トンを上限に来年度の漁獲可能量に上乗せされる。